

高崎市後期高齢者健診を受診する際の注意事項



- 血清クレアチニンと血清尿酸の検査は、高崎市後期高齢者健診を受診した人が追加で受けられる健診です。血清クレアチニンおよび血清尿酸の検査のみを単独で受けることはできません。
- 高崎市後期高齢者健診は、高崎市内の指定医療機関のみで実施します。
- 今年度中に75歳になる人は、誕生日以降は後期高齢者医療へと保険が切り替わるため、健診の種類も特定健診から後期高齢者健診へと変更になります。

年度年齢75歳誕生日別の注意点

誕生日	健診を受診する日	注意点
5月1日から 11月30日まで	誕生日前日までに受診	医療保険者（保険証発行元）が発行した特定健診受診券を使用して受診してください。
	誕生日当日以降に受診	高崎市後期高齢者健診受診券の申請が必要です。健康課へ申請し、受診券が届いたら、12月25日までに受診してください。
12月1日から 12月25日まで	医療保険者が発行した特定健診受診券を使用して、誕生日前日までに受診してください。	
12月26日から 翌年3月31日まで	医療保険者が発行した特定健診受診券を使用して、12月25日までに受診してください。	
※4月生まれの人には、あらかじめ高崎市後期高齢者健診受診券を発送します。		

- 75歳になる前に群馬県後期高齢者医療へ加入した人で、加入日以降に健診を受診する場合は、高崎市後期高齢者健診受診券の発行申請が必要です。健康課へお問い合わせください。
- 高崎市後期高齢者医療人間ドック検診を受診予定の人や受診済の人は、検診内容が重複するため、高崎市後期高齢者健診を受診することはできません。重複受診された場合、受診者に健診費用を請求することがあります。ご注意ください。
- 高崎市外へ転出した場合や、群馬県後期高齢者医療被保険者の資格が無くなった場合は、高崎市後期高齢者健診を受診できません。また、同一年度内に複数回受診した場合、受診者に健診費用を請求することがあります。ご注意ください。